

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

ア 位置・面積

当市は、佐賀県の西北部に位置し、東は唐津市、武雄市に、西は長崎県松浦市、佐世保市に、南は武雄市、有田町に、北は唐津市に接している。また、八幡岳、青螺山、国見山など三方を山に囲まれ、西北部からは伊万里湾が深く入り込み、市域は伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に東西に2.5km、南北に2.1kmの広がりを見せ、総面積は255.25km<sup>2</sup>である。

イ 地勢(地質)

当市の地勢は、第三紀層の上に噴出した玄武岩から成っている。200m～600mの山岳に囲まれ、急傾斜地が多く、長崎県北松地域とともに「地すべり地帯」に属し、過去に多くの被害が発生した。

ウ 海岸

当市は、屈曲に富んだ玄界灘沿岸にあり、西北部に面する伊万里湾は、約100kmに及ぶ海岸線を持つ。

エ 河川

当市の東部を南北に流下している松浦川は、黒髪山に源を発し、唐津湾に注いでいる。また、中心部を南北に流下している伊万里川、有田川のほか、西部には佐代川が流下して伊万里湾に注いでいる。これに直轄河川のほか、本市の河川数は多く、また、流路経路が短く、地形地質的にも決して条件が良いとは言えないため、降水量の多い時期には、洪水等に対する注意が必要である。

② 想定される地域の災害リスク

(洪水：伊万里市防災ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、3m未満の浸水が予想されているほか、本市東部を南北に流下している松浦川付近では、5m以上10m未満の浸水が予想されている。

(土砂災害：伊万里市防災ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、伊万里の伝統産業である陶磁器製造業者が集まる「大川内山地区」が土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、本市は半分以上が地形的、地質的に不安定な山地丘陵に占められており、昭和26年には山代町西分地区にて幅400m長さ1,000mの地すべりが発生し死者3名、全壊住宅27戸の被害があった。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、当所が立地する市街地において、震度5強以上の地震が今後30年間で13.3%以上の確率で発生するといわれている。特に、市内にある楠久断層を震源とする地震では、市内の殆どの地域で震度5強から6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他：伊万里市地域防災計画)

本市の気候は、日本海型気候であり、九州北西沿岸を流れる対馬暖流は、湿潤な空気をもたらして降水量を多くし、寒暑の差を少なくしている。年平均気温は15.9℃、年間平均降水量は約2,221mmで、比較的温和な海洋性気候であるが、冬期は北西の季節風が強く、寒冷な気候を見ることが出来る。

(2) 商工業者等の状況 (令和5年1月10日現在)

- ・商工業者数 2,621人
- ・小規模事業者数 1,906人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	252	231	市内に広く分散している
	製造業	268	197	市内西部に多い
	卸売業	136	128	市内中心部に多い
	小売業	530	366	市内中心部に多い
	飲食・宿泊業	354	263	市内中心部に多い
	サービス業	1,032	683	市内に広く分散している
	その他	49	38	市内に広く分散している

※平成28年経済センサスにより算出。宿泊業では従業員20人以下を小規模事業者。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・伊万里市津波避難計画 (令和3年1月改訂)、伊万里市原子力災害避難計画 (令和3年12月改訂)、伊万里市水防計画 (令和4年5月改訂)、伊万里市地域防災計画 (令和4年5月改訂)
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップ (洪水、土砂災害、津波、ため池) の配布
- ・「防災行政無線」 (平成30年6月20日から市内全域で運用を開始)
- ・伊万里市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年11月策定)

2) 当所の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・関係機関が開催する事業者BCP策定セミナー情報の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催並びに策定個社支援
- ・事業者BCP策定研修会への職員派遣
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援 (令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口、令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口、令和4年台風第14号による災害に関する特別相談窓口等)

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時の対策や緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関する損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関する損害保険・共済の知識および提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっては、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化計画策定支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・市内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害対策マニュアルの整備並びに当所職員の災害に関する知識・ノウハウの習得。
- ・災害に関する保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また市内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月1日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介、事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和5年2月事業継続計画を作成。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・連携している損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画等取組状況の確認
- ・当所と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(電話だけでなく、SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当市による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・市内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・市内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

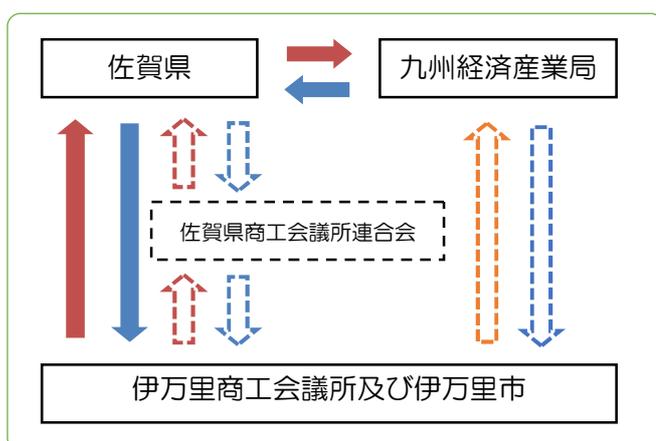
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	共有頻度
発災後～1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～4 週間	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月～2 ヶ月	1 週間に 1 回共有する
2 ヶ月以降	必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県へ報告する。



< 4. 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市の施策）について、市内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 市内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や商工会議所連合会等に相談する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年2月現在)

(1) 事業継続力強化支援事業実施に係る体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 XXXXXXXXXX (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

伊万里商工会議所 中小企業相談所

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町663番地

TEL: 0955-22-3111 / FAX: 0955-23-3106

E-mail: icci@po.imari-cci.or.jp

②関係市町

伊万里市役所 企業誘致・商工振興課

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

TEL: 0955-23-2184 / FAX: 0955-23-2474

E-mail: kigyou-shoukou@city.imari.lg.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	100	100	300	100
・セミナー開催費	200			200	
・防災、備蓄品費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

